

# 生徒心得

この心得は、北海道遠軽高等学校の生徒が自然を愛し、真理と平和を求め、心身ともに豊かで充実した高校生活を送り、本校の教育目標を達成するための基準として示したものである。

## 1. 高校生活の指針

- (1) 生徒一人ひとりは、地域社会の構成員であるとともに北海道遠軽高等学校の一員であることの自覚と誇りを堅持し、常に責任ある行動をしよう。
- (2) 授業や課外活動においては、自ら積極的に学習に励み心身の鍛磨に努めよう。
- (3) 生き生きとした高校生活を送るために、つねに健康と安全に留意しよう。
- (4) 自分を取り巻く保護者・兄弟姉妹及び友人・隣人に対し、いつも敬愛と思いやりの心をもって接しよう。
- (5) 来客者に対しては礼を失しないようにするとともに、本校職員並びに生徒相互においても礼儀を重んずる態度を身につけよう。
- (6) 服装は清潔・質素なものとし、常に高校生としての品位を保つようにしよう。
- (7) 交通マナーを守り、特に列車・バス通学生は車中の言動に注意し、他人に迷惑をかけないように心がけよう。
- (8) 好ましい学習環境を維持するために、校舎内外の清掃美化に努めよう。
- (9) 集団生活のルールを守り、決められた役割分担

についてその責任を果たそう。

- (10) 一人ひとりの所持品を大切にするとともに、公共物の愛護に努めよう。

## 2. 校内生活のきまり

- (1) 登校は午前8時25分までとし、8時25分までにホームルームに着席していなければならない。
- (2) 予定されている欠席や遅刻は、前日までに担任に連絡すること。病気などによる突発的な欠席や遅刻は、当日の朝のうちに保護者を通じて連絡すること。
- (3) 遅刻した場合は、この手帳の諸届欄に記入した上で担任に署名押印してもらい、その時間の教科担任に提出すること。
- (4) 登校後は許可なく校外に出てはならない。やむを得ず早退・外出する場合は、その理由を担任に申し出て許可を得ること。
- (5) 電話による生徒の呼び出しは、非常の場合以外は応じられないものとする。
- (6) 公共物を破損・紛失したときは、ただちに関係教員に申し出て指示を受けなければならない。
- (7) 所持品を紛失したり、物品を拾得したときは、ただちに関係教員に申し出なければならない。
- (8) 学業に不必要的ものを持って登校してはならない。
- (9) 所持品については必ず学級・氏名を明記し、特に貴重品については、貴重品袋の利用、または担任・部活動顧問に預けるなどして安全管理に注意しなければならない。

- (10) 生徒相互の金銭の貸借はしてはならない。また  
物品の販売も禁止するが、部活動のためのチケッ  
ト類については校長の許可を得て販売するこ  
ができるものとする。
- (11) 集会等に関わり、掲示物・印刷物の配布を行  
う時には、事前に関係教員の許可を得ること。
- (12) 下校は原則として午後5時30分までとする。た  
だし、以下の場合の下校時間を次の通りとする。
- ① 部活動や行事による残留は、午後7時までと  
する（必ず部局顧問など教員の指導のもとに活  
動する）。
- ② 進路活動に關わる残留は、居残り届を出した  
上で、午後8時までとする（必ず指導教員のも  
とで活動する）。ただし、オンデマンドの利用  
に際しては、居残り届は不要とし、午後8時ま  
では指導教員のもとで利用できる。
- ③ 列車・バス時間のための待ち合わせは、午後  
5時30分を目処とする（待ち時間の間は学習等  
に励むこと）。
- (13) 放課後に居残るときの各自の持ち物は、その活  
動場所へ携帯しなければならない。
- (14) 休日等に校舎・グランド等を使用してはなら  
ない。ただし、関係教員のもと指示に従い使用する  
場合はこの限りではない。

### 3. 校外生活のきまり

- (1) 外出するときは、常に身分証明書を携帯し保護者に行き先を告げなければならぬ。なお夜間外出については午後9時までとする。
- (2) 酒類の提供を主とする飲食店や未成年の出入りを禁止している場所、または高校生としてふさわしくない場所への出入りは禁止する。
- (3) 飲食店やカラオケボックス等は許可店のみ認め、利用時間は午後8時までとする。
- (4) 3年次の進路決定者においては、平常日のアルバイトを認めるが、学校生活を最優先とする。また、長期休業中および土日のアルバイトを希望する場合は担任に申し出て、担任、保護者、担当で協議の上で、許可を得ること。(成績不振、学校生活における指導を受けていないことが前提)
- (5) 友人宅等への外泊は原則として認めない。なお、やむを得ない事情があるときは保護者相互の許可を受けなければならない。
- (6) キャンプ・登山等をするときは、保護者の同意を得て責任ある引率指導者の同行が条件であり、いずれの場合も学校に届けなければならない。

#### 4. 服装・頭髪等のきまり

基本的な考え方として、「いつでも面接試験に臨める身なり」というのを原則とする。

##### (1) 頭髪

- ① 染色、脱色、パーマなどの加工は禁止する。
- ② 頭髪の長さは、目にかかる程度に全体を整える。
- ③ 奇抜な髪型とならないように配慮する。

##### (2) 制服

- ① 指定制服について

###### 正装について

- ・シャツ、ブラウスは白のみで装飾等、柄のないもの。襟について形に指定はないが、飾りのついた襟は不可。ただし、ボタンダウンは認める。
- ・スカート着用時のソックスは、黒または紺でワンポイント程度とする。
- ・スカートの丈は膝頭がかかる程度とする。
- ・組章は襟につける。
- ・ネクタイ、リボンは必ず着用する。緩めて着用しないこと。
- ・本校指定のニットベストとカーディガンは任意でプレザーの下に温度調節のため着用することができる。

※カーディガンについては指定のものを推奨するが、色やデザイン等大きな差異がなければ可とする。また、プレザーを着用せずカーディガンのみで過ごすことはできない。

- ・カーディガンは、紺または白とする。
- ・スラックス、スカート、ブレザーの加工は認めない。
- ・ベルトについては黒を基調としたものとし、無地とする。
- ・ストッキングまたはタイツを身につける場合は、黒または肌色とする。

#### 略装について

夏季の服装は略装としてよい。

- ・シャツ、ブラウスまたは指定のポロシャツとする。シャツ、ブラウスの時は指定のベストの着用を認める。
- ・略装時のカーディガンの着用は認めない。
- ・ネクタイ、リボンについてはクールビズの観点から必ずする必要はないが、着崩れのないよう心がける。
- ・シャツ・ブラウスはスラックス・スカートから出して着ることを認めない。
- ・ポロシャツやシャツ、ブラウスの上からブレザーを着ることは可能であるが、ウィンドブレーカー等の上着を着ることは認めない。(雨天時の登下校時を除く。※S H Rまでにウィンドブレーカー等は脱ぐ)
- ・略装時にシャツの上からブレザーを着用する場合は、ネクタイまたはリボンを着用する。ただし、ポロシャツの上からブレザーを着用する場合はその限りではない。
- ・上靴は指定のものとし、決められた箇所にきちんと記名すること。かかとを踏む行為や落

書きなどは禁止する。

② 着こなしについて

- ・ズボンを下げてはかないこと。
- ・上着からシャツやパーカーのフード等が出ないような着こなしをすること。
- ・スカートは、膝頭に触れていることを原則とする。(ウエスト部分を折り、スカート丈を短くしない。)

※式典時は上記の内容に加えてスカート時は黒ストッキングまたは黒タイツを着用。靴下は履かない。

※制服・上靴等の加工や著しい汚損については、再購入を命ずる場合もある。

※上記基準を違反する者は指導対象とする。

③ 化粧・アクセサリーについて

- ・マニキュア(透明のものも)・化粧・眉の加工は禁止とする。

- ・指輪・腕輪・ピアス・ネックレス等の装着は禁止する。(ピアスの穴は絶対にあけない。)

※スポーツ用ネックレスについては部活動顧問に相談する。※腕輪については顧問から生徒指導部に使用許可を申し出る。

- ・香水の使用は禁止とする。

- ・カラーコンタクトの使用は禁止する。

- ・ひげをのばすことは禁止する。

④ 携帯品および装着品

- ・組章は常に装着すること。生徒手帳は、必ず身につけておくこと。

# 交通安全に関する規程

## (目的)

第1条 本規程は、人命尊重の精神を涵養し交通道徳を守り、事故防止につとめる人間の育成を目的とする。

## (徒步通学)

第2条 徒歩通学にあっては、右側通行、2列以内歩行等交通規則を守り、他の人および車輛の通行を妨げることのないように注意しなければならない。

## (自転車通学)

第3条 本校生で自転車通学を希望する者は、あらかじめ所定の「自転車通学許可願」に必要事項を記載のうえ、校長に提出し許可を得なければならない。

2. 自転車通学を許可されたものは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に自転車の安全点検を怠ることなく、左側通行を厳守すること。
- (2) 一列縦隊を遵守し、2人乗り・片手乗りは禁止する。
- (3) 自転車は指定された場所に施錠し整頓しておくこと。
- (4) 自転車には、常に学校指定の登録ステッカーを貼布しておくこと。
- (5) 冬季の自転車使用について  
冬期間の学校で定めた禁止期間は自転車を使用しないこと。
- (6) 自転車を運転する際は、ヘルメットを着用す

るよう努めること。

(車輌運転免許の取得)

第4条 生徒が四輪車の免許取得を希望する場合、保護者は免許取得が必要な事情を直接学校に説明し、それが妥当と判断された時、かつ免許取得後に保護者の監督が可能であると判断された時、校長が承認し自動車学校への通学許可書を交付する。ただし、四輪免許については、原則として3年次生の就職希望者とする。なお学校諸納金が未納の場合は、原則として納入後に許可する。

※二輪免許の取得は原則認められない。

(免許取得の時期)

第5条 免許取得の時期は、原則として3年次生の11月1日からとする。